

名家連ニュース

令和4年1月31日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.847号

親の介護 手帳申請・介護保険などの相談事例紹介

精神障害の息子と認知症の母親を介護する母親の相談事例を紹介いたします。夫死亡、息子は未就労・引籠り状態。息子と母親の相性悪く対応に苦慮。母親(デイサービスなど利用)の介護保険の自己負担額や医療費の負担額も大きい。今年10月から医療費も2割負担になる…。息子の障害年金や医療費助成は、65歳以降も継続されるのかどうか…先行きが不安。相談者には対応する相談窓口を紹介しつつ、早急に医師の診断書で母親の障害者手帳の申請手続きを進めるように助言しました。



障害年金の申請は年齢制限(20歳～原則65歳前)がある 障害者手帳の申請は年齢による制限の定めは特にありません

父親が脳梗塞でリハビリ後も手足に麻痺が残り、介護が必要となった相談者の相談事例です。父親は、以前のような生活ができなくなり、娘(精神障害)の対応と父親の介護に毎日翻弄され、精神状態も不安定になっているという。相談者には、対応する支援者、窓口を紹介しつつ、父親の身体障害者手帳を申請し、社会的支援とサービスを活用されるようお勧めしました。



このように、当事者と親の生活支援・介護に翻弄され、現在と先行きの不安に思い悩んでいる母親からのご相談は、最近特に多くなってきました。

同じような生活状況下にある家族会会員の皆様の中で、介護者の障害者手帳をお持ちでない方は、是非、下記の内容に目を通していただき、申請の手続きをお勧めします。

また、相談者の母親が心配していた医療費助成(全科全額無料化)や障害年金については

- ① 手帳1級・2級の精神保健福祉手帳所持者に適用されている障害者医療費助成制度は、高齢になれば福祉給付金支給制度に移行し、医療費助成が継続して支給されること
- ② 障害年金は、福祉的就労(障害者枠での就労、就労継続支援 A 型・B 型など)を理由に却下されることはない(名古屋市の地域移行ガイドブック参照)こと
- ③ 医師の診断書は必ずコピーし、手帳や年金の更新の際は家族会(家族相談員)と相談して進めるようにすること … 以上の内容をお伝えしました。(家族相談員:堀場)

◆ 障害者医療費助成制度(精神、身体障害のみ記載)

障害のある方が病院などで受診したとき、医療費の自己負担額を助成します。

1. 助成対象

医療保険の加入者で、次の条件に該当する方。



※後期高齢者医療の被保険者は下記の要件を満たせば福祉給付金支給制度で医療費の自己負担額が助成されます。

- 市内にお住まいであること
- 生活保護を受けていないこと
- 前年の所得(1月から7月は前々年の所得)が下の基準額以下であること
- 次のいずれかに該当すること
 1. 身体障害者手帳1級から3級(ただし、じん臓機能障害の方は1級から4級、進行性筋萎縮症の方は1級から6級)をお持ちの方
 2. 精神障害者保健福祉手帳1級から2級をお持ちの方

◆ 福祉給付金支給制度(精神、身体障害のみ記載)

1. 対象者

市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者または70歳以上の方で、次のいずれかに該当する方



1. 障害者医療費助成制度の障害要件、所得要件を満たす方
 2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条に該当する方(措置入院患者)
 3. ねたきりまたは重度・中度の認知症が3か月以上継続している方で、本人の所得が一定の範囲の方
- 1、2については後期高齢者医療の被保険者のみ該当します。
 - 生活保護を受けている方は除かれます。
 - 福祉給付金資格者証を交付します。

所得制限基準額 (本人の所得で判断します)	
扶養親族等の数	基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円

※扶養親族等が1人増えるごとに38万円加算されます。

※老人扶養親族等または特定扶養親族等がいる場合は、基準額が変わります。また、医療費控除や社会保険料控除、寡婦(夫)控除などがある方は所得から控除できますので、詳しくは区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係へおたずねください。

◆ 詳細は下記のホームページ又はURLで検索して下さい

[名古屋市:障害者医療費助成制度\(暮らしの情報\) \(city.nagoya.jp\)](http://city.nagoya.jp)

～ 何故、障害者は65歳で後期高齢者扱いにされるのか ～

障害者団体は、今でも強く反対していますが、ご本人(当事者)が65歳になると、障害福祉サービスから介護保険サービス(利用すれば自己負担額発生)に切り替わり、医療保険も後期高齢者医療保険制度(保険料の増大は必至)に組み込まれていきます。

所得補償の低い障害者が65歳になると、経済的負担、医療・福祉の利用控え、社会参加の機会喪失というトリプルパンチを浴びせられるのです。障害者団体が結束して社会にアピールし、国に改善を求めていきましょう。 — 愛知障害フォーラム(ADF)の共通認識 —